

平成 26 年 12 月 24 日
住宅局市街地建築課マンション政策室

「耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン」等の策定について

国土交通省では、本日施行のマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 80 号）において創設されたマンション敷地売却制度の進め方に関する指針について、「耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン」をとりまとめましたので、お知らせいたします。

また、これに関連し、「マンション敷地売却関連書式・支援制度集」をとりまとめ、平成 26 年 12 月 26 日（金）に国土交通省ホームページ（※）にて公表を予定しておりますので、併せてお知らせします。

別添：耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン

※ 国土交通省ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mansei/manseitatekae.htm>

（お問い合わせ先）

国土交通省

住宅局市街地建築課マンション政策室 竹村

TEL：03-5253-8111（内線 39643）

：03-5253-8515（夜間直通）

FAX：03-5253-1631